

○総務省告示第三百二十四号

国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）第十一条の二第三項の規定に基づき、令和二年総務省告示第二百六十七号（令和二年国勢調査の調査期間等の変更に関する告示）の全部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十一月十日

総務大臣 武田 良太

国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）第十一条の二第三項の規定に基づき、次の地域について、令和二年国勢調査における調査の期間等を、次の第一表、第二表及び第三表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ第一表、第二表及び第三表の下欄に掲げるとおり変更したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

（第一表関係）

都道府県名 市町村名

宮城県 塩竈市、七ヶ浜町、大郷町、色麻町、涌谷町

山形県 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、最上町、舟形町、大蔵村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町

、飯豊町、三川町、庄内町

福島県

いわき市、葛尾村

群馬県

下仁田町、甘楽町

埼玉県

熊谷市、美里町

千葉県

神崎町

山梨県

甲府市、都留市、南アルプス市、上野原市、富士川町

長野県

松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、箕輪町、宮田村、阿南町、阿智村、下條村、売

木村、上松町、南木曾町、王滝村、大桑村、木曾町、小谷村

岐阜県

高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市

静岡県

静岡市、熱海市、御前崎市

三重県

松阪市、玉城町、南伊勢町、御浜町

滋賀県

甲賀市、湖南市、多賀町

京都府

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、南丹市、木津川市、大山崎町、京丹波

町、与謝野町

奈良県

大和郡山市、桜井市、五條市、香芝市、王寺町、吉野町

島根県

江津市

徳島県 上勝町、美波町、東みよし町

福岡県 大牟田市、久留米市、八女市、みやま市

佐賀県 鹿島市

熊本県 八代市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、天草市、玉東町、南

関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯

前町、水上村、相良村、五木村、山江村、あさぎり町

大分県 日田市、由布市、国東市、九重町、玖珠町

鹿児島県 鹿屋市、阿久根市、出水市、垂水市、薩摩川内市、曾於市、いちき串木野市、志布志

市、伊佐市、長島町、大崎町

沖縄県 石垣市、宮古島市、大宜味村、恩納村、読谷村、伊平屋村

(第一表)

調査の期間等の区分	変更後の調査の期間等
国勢調査令第九条第一項各号列記以外の部分に規定する期間	令和二年九月十四日から令和二年十一月二十日まで
国勢調査令第九条第一項第二号及び第三号に掲げる期間	令和二年十月一日から令和二年十一月二十日まで

国勢調査施行規則（昭和五十五年総理府令第二十一号）第五条の規定による未調査等の場合の届出の期限	令和二年十一月二十一日
国勢調査施行規則第六条の規定による未調査の場合の調査を行う期限	令和二年十一月二十二日

（第二表関係）

都道府県名 市町村名

熊本県 球磨村

（第二表）

調査の期間等の区分	変更後の調査の期間等
国勢調査令第九条第一項各号列記以外の部分に規定する期間	令和二年九月十四日から令和二年十二月二十日まで
国勢調査令第九条第一項第二号及び第三号に掲げる期間	令和二年十月一日から令和二年十二月二十日まで
国勢調査施行規則第五条の規定による未調査等の場合の届出の期限	令和二年十二月二十一日

国勢調査施行規則第六条の規定による未調査の場合の調査を行う期限

令和二年十二月二十二日

(第三表関係)

都道府県名 市町村名

熊本県 人吉市

(第三表)

調査の期間等の区分	変更後の調査の期間等
国勢調査令第九条第一項各号列記以外の部分に規定する期間	令和二年九月十四日から令和三年二月二十日まで
国勢調査令第九条第一項第二号及び第三号に掲げる期間	令和二年十月一日から令和三年二月二十日まで
国勢調査施行規則第五条の規定による未調査等の場合の届出の期限	令和三年二月二十一日
国勢調査施行規則第六条の規定による未調査の場合の調査を行う期限	令和三年二月二十二日